

ハッ場茨城裁判「全面敗訴」

“水戸地裁よオマエもか”。行政に屈服。司法の権威地に墮つ。

6月30日12時40分、水戸地裁は傍聴抽選に参加する人で長蛇の列が作られました。40数枚の傍聴券を求めて並ぶ人は60人強。行列を観察して不思議な現象に気付きました。“県の職員がいない”。過去の傍聴抽選の折も、前橋判決の時も、これ見よがしに県職員の群れがありました。既に判決を知っていたのか、行政に屈服した判決を思うと疑惑の念は深まるばかりです。

午後1時5分開廷。坂口前裁判長の代読をする窪木裁判長は「これから下す判決は私の責任ではない」というメッセージを殊更の無表情にこめ、読みはじめました。

主文

- 1 本件訴えのうち、被告茨城県公営企業管理者企業局長に対してハッ場ダム使用权設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実の違法確認を求める訴えを却下する。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

この間30秒弱。1699日に及ぶハッ場茨城裁判は第一幕を降ろしました。

1 **ダム使用权の設定申請のくだり(財務会計行為)**・・・私たちは、ダム使用权の設定申請をした茨城県は、ダムを使用する権利を有することになり、その権利は「財産」と主張しました。現に、ダム使用权設定申請したものが、ダムの使用ができるからです。つまり住宅ローンで取得した家が、ローンの完済以前に支払者の「財産」であるように、ダム使用权も同様に財産だ、ということです(編者意識)。裁判では「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」「出資による権利」と同等である、と主張しました。その上で、ハッ場ダムは茨城県にとって、利水も治水もまったく役に立たない。そうしたダムに公金を支出することは、地方財政法4条1項「地方公共団体の経費は、その目的を達成させるための必要かつ最少の限度をこえてこれを支出してはならない」に違反するから、ハッ場ダム使用权設定申請を取下げべきだ。取下げの行為を怠ることは違法な財務会計行為である。と訴えたわけです。

判決：ダム使用权はダムが完成した時に初めて権利として有効になるが、現時点ではダム使用权を申請しただけのことである。だから「財産」と言えるものではない。またハッ場ダム事業は国が事業主体となって実施している。現行法上、国の事業の是非を争うことは住民訴訟の対象ではない。よってこの訴えは不適法だから裁判をするまでも無い。「却下」。

と被告の主張を全面的に受入れ“門前払い”しました。私たちの社会ではダム負担金を払っている「ダム使用权設定申請」のようなものは、その時点で「債権」になります。「債権」は「資産」であり「財産」です。現に、ダム負担金は総勘定元帳の「資産」の項目に記載されています。司法もまた暗愚であり、主権者の権利を毀損しました。

2 **その余の請求も棄却する(利水・治水など)**・・・上記の判決を裏付けるには、その先行行為である「利水」「治水」などが必要であるとの判断が必要になります。ところが私たちが重ねてきた口頭弁論、証人尋問、意見書などを検討した痕跡がありません。ただ被告の主張を認めただけの判決になりました。東京、前橋に比較して“薄っぺら”と言われるゆえんはここにありま

す。

利 水：茨城県は霞ヶ浦開発の完成をもって、水道用水、工業用水とも飽和状態にある。しかるに被告(県)は、人口予測・水需要予測などを、実績を無視して過大予測し、八ッ場ダムは必要としている。しかし現実を直視すれば全く必要のないものだ。と、私たちは主張しました。

判 決：水需要予測と実績の乖離は「将来予測」の性質上有り得ることだ。だから旧マスタープランを改定して「新しいばらき水のマスタープラン」を立てたのではないか。と新プランにお墨付きを与えた上で“明らかに不合理とは言えない”と、曖昧な肯定語を連発して「行政の裁量の幅」を無限に拡大してしまいました。

明らかに不合理とは言えない 15 連発。「……」にそれが入ります

- ①つくばエクスプレス (TX) 関連の開発によって人口増加を予測することは「……」
- ②安定的な給水義務を負う水道業者として水道普及率を 100%に設定することは「……」
- ③一人当たり使用水量を多く見ることは、長期的に水資源を確保する観点からすれば「……」
- ④TX 関連の開発によって工業用水の増加が生ずる可能性は「……」
- ⑤長期的な水資源の安定的な確保を重視すれば、負荷率を 80%と低く見るのも「……」
- ⑥有収率を 92%、ロス率を 7.5%と設定することは、実現可能な目標値と認められ「……」
- ⑦そうすると、利根水系の 1 日最大取水量を 911,918 トン/日と予測したことが「……」
- ⑧地下水源からの供給量は経年的に減少するものとして供給計画を策定したことが「……」
- ⑨原告の主張は、新プランの水需要予測が「……」など特段の事情を主張するものとは言えない。
- ⑩利根水系の水供給を、八ッ場ダムを加えて 882,922 トン/日と推計したことは「……」
- ⑪余剰工業用水の転用を主張するが、経済大県を目指す県が確保水量を維持することは「……」
- ⑫水源の分散化を考えれば、霞ヶ浦開発の水源の融通を図らないことが「……」
- ⑬霞ヶ浦用水の農業用水は今後需要増が見込まれ、確保水量の維持は「……」
- ⑭環境用水、危機管理水の合計 46 万トン/日があれば、八ッ場ダムの 9.4 万トンは不要というが、利根水系は平成 32 年度には計算上水不足であり、これを維持することは「……」
- ⑮近年降雨総量が減少傾向にあり、八ッ場ダムの水量を必要とすることは「……」

※「明らかに不合理とは言えない」とは…県の主張は合理的とは言えないが、明らかに不合理とも言

えない。ということです。早晩、実績によって被告(県)の主張が覆ることを予測して「あの時点では、明

らかに不合理とは言えなかった」と、予防線を張った卑劣な判決といえます。

治 水：私たちは基本高水 22000 トンの欺瞞性、八ッ場ダムの治水効果はゼロであること、仮

に八ッ場ダムを肯定的に見たとしても、基本高水 22000 トンに対応するには更に 19 基程度のダムを必要とする、など主張しましたが、そんなことは一瞥すらくれず……。

判 決：河道整備、ダムなどの洪水調節や河道流下量をどのように行うかは、民主的な基盤を

有する国土交通大臣がその裁量によって定めるものである。よって利根川を管理し治水について責任を負うのは国であるから、被告県知事としては、国土交通大臣の判断を覆すことは出来ない。と、私たちの主張を切って捨てました。

※国の直轄事業負担金は不当であるなど「地方分権」の嵐を水戸地裁は「何処吹く風」と受け

流し、お

上＝国の判断は絶対的なものであると、行政と司法が一体であった頃の、あの大岡越前守、遠山の

金さんのお裁きを再現した驚くべき判決です。

ダムサイト、地すべりの危険性：ダムサイトの岩盤や地すべりの危険性については、事業主体で

ある国が責任を持つべき事柄である。国の報告内容にこれらの危険性が一見して明らかでない限り、被告県としては判断できない。よって違法とは言えない。と判決をくだしました。

裁判官よ目を覚ませ。いま立てる水需給計画は「百年の計」なんかではない。

せいぜい10年から15年のヤリクリでいいのだ。

水余りでじゃぶじゃぶの茨城県に、ハッ場ダムはもちろん霞ヶ浦導水も思川開発も湯西川ダム

もいりません。百歩も二百歩も譲って、県の言い分で考えて見ました。県は全体としての水余りも、人口は現在がピークで以降は減少することも認めています。ただ一点、TX関連の開発により利根川水系(県南・県西)はもう少し先まで人口が増え続け、水需要も増え続けると言います。では、いつまで増え続けるのでしょうか。県の資料では次のようになります。

■利根水系人口・給水率・給水人口・1日最大給水量・推移予測

	平成16年実績	平成27年予測	平成32年予測	平成37年参考	平成42年参考
人口	190.2万人	193.6万人	193万人	190.4万人	186.2万人
給水率	85.2%	96.3%	100%	100%	100%
給水人口	162.1万人	186.4万人	193万人	190.4万人	186.2万人
1日最大給水量	60.8万トン	78.6万トン	85.2万トン	83.7万トン	81.6万トン
1人当たり同上	375リットル	422リットル	441リットル	440リットル	438リットル

人口：人口のピークは平成27年。現在からすれば僅か6年後に過ぎません。しかも3万4千人しか増えません。以降は減少して平成37年、16年後には現状まで減ります。日本の人口減少が落着くのは8000万人と言われていています。その場合茨城県の人口は225万人、利根水系の人口は140万人まで落ちるでしょう。

給水率：給水率100%は水需要を増やすための机上の計算です。既に家と家が離れた農村部では水道管に停滞した水を排水する事態が生じています。給水率100%とは過密な都会の話です。

給水人口：これも給水率から導かれた机上の計算です。

1日最大給水量：この数字を上げるために給水率を100%にしましたが、1人当たりを見ますと僅か10年後、今からだと6年後には50%も増える計算になります。10ボトル50本をイメージしてください。“飲め”と言われたら拷問です。

いま求められるのは、10年～15年を現在の保有水源でヤリクリ

(本当はその必要もないが)

過剰になる水源や浄水場など水道施設を、いかに縮小させるかにあるはずだ

ハッ場ダム 262 億円、霞ヶ浦導水 595 億円、思川開発 139 億円、湯西川ダム 275 億円

起債利息を含め 1900 億円もかける愚行は犯罪でしかない

愚かな県の水行政はもとより

こんな愚行を認めてしまう、裁判官の見識のなさを知性の枯渇はやはり犯罪そのものだ

私たちは東京高等裁判所へ控訴します。

既に東京と群馬は手続きを済ませています。これからも長い戦いが予想されます。1都5県の仲間と共に、ハッ場を止めるまで、この国にあたりまえの民主主義が根付くまで頑張りましょう。

※裏面にハッ場ダム水戸地裁判決に対する抗議声明があります

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：近藤欣子 濱田篤信 柏村忠志

事務局：神原禮二〒302-0023 取手市白山1-8-5 tel/fax：取手 0297-72-7506 長野原 0279-84-7010

ハッ場ダム水戸地裁判決に対する抗議声明

2009年6月30日

- 1 本日、水戸地方裁判所は、ハッ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟に対する判決を下した。判決は、原告の主張をまったく理解することなく、不当にも以下のような理由で原告の請求を退けたものである。

記

- (1) まず、本件判決は、被告茨城県公営企業管理者が国土交通大臣に対しハッ場ダム使用権設定申請を取り下げることの差止めを求めた部分は地方自治法242条第1項所定の住民訴訟に該当しないとして却下した。
- (2) 次に、本件判決は、①ハッ場ダムの利水については茨城県の行った将来の水道需要予測及び水源評価は明らかに不合理であるとはいえない、②治水については治水効果が見込めないことが明らかであるとはいえず、茨城県民の利益を保護できる可能性がある、③貯水池周辺の地滑り等の危険性については、危険性が放置されたままの建設事業であるなどダムの効用を全く発揮できないことが明らかであるとは認められないとし、国土交通大臣の納付通知が著しく合理性を欠くとは認められないので、本件支出命令が違法であるとはいえないとして請求を棄却した。
- 2 このような本件判決の判断は、本年5月11日の東京地裁判決、6月26日の前橋地裁判決と同様、原告らの主張をまともに受け止めようとしないもので、行政が進める公共事業の無駄遣いを司法の立場でチェックしようという立場は微塵も感じられず、むしろ無駄な公共事業を積極的に奨励するものにほかならない。
- 3 本件判決は司法の役割を放棄した不当な内容であり、原告らはただちに東京高等裁判所への控訴を行うとともに、他都県の住民訴訟の原告らとも手を携え、引き続きたたかい続けることを表明する。今後とも、皆さまのご支援をお願いしたい。

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会原告団
ハッ場ダムをストップさせる茨城の会弁護団